

平成26年度 第3回八幡市子ども・子育て会議

会議録

平成26年9月8日（月）午前10時00分～

八幡市文化センター3階 会議室3

1. 開会

会長： 開会

事務局： 配布資料の確認

会長： 前回の議論を思い出していただき、簡単に復習させていただきます。前回は途中で終了していますが、1つ目の大きな柱としましては、子ども・子育て支援事業計画の背景について議論させていただきました。基本理念についてかなり深く掘り下げましたが、子どもの利益を大切にして、そのための親の成長まで支援していくということと、テーマのキーワード「やさしい」が曖昧、主語が不明確であるということ、「ともに育み、育ち、支え合う」という部分が重要ではあるけれどもシャープさが無いというご意見でした。キーワードについては、「安心」、「育てやすい」、「みんなで育む子どもの笑顔」が出ています。このような意見を踏まえて再度、案を提示していきます。そしてもう1つは、基本理念の視点を基にした5つの基本方針についてわかりにくい点があり、基本方針ではなく、重点施策ではないのか、少子化対策、子どもの貧困対策は本当に重点なのか、子ども・子育て支援の領域だけで本当に対応できるのか、とこれらについても今回の会議で再度検討してまいりたいと思います。もう1つの柱が、「子ども・子育て支援新制度」に係る条例（案）について、9月議会で承認を受けることにあたり、ご意見をいただきたく思います。かなり細かい内容になりますが、4つの条例案がございまして、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」「特定教育施設・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）」「家庭的保育等の人員、設備及び運営に係る基準を定める条例（案）」「保育の必要性の認定に関する基準（案）」、これらについて検討してまいりたいと思います。

2. 「保育の必要性の認定に関する基準（案）」について

会長： 早速でございますが、次第でございます「保育の必要性の認定に関する基準（案）」について事務局より説明していただきます。

事務局： それでは、「保育の必要性の認定に関する基準（案）」について説明させていただきます。まず事由について、「保育に欠ける事由」の6項目から新制度における「保育を必要とする」事由の10項目に増えました。1号から10号につきまして、内容を説明させていただきます。

す。「保育の必要性の認定に関する基準（案）」につきましては、全国的な統一を図っていき
たいというような内容になっておりますが、6月9日付、内閣府令で制定されております。
原則といたしまして、八幡市は国のルールに従いやっていきます。1号の就労につきましては、
1か月48時間から64時間となっておりますが、1日4時間以上の就労を、週4日、そ
れを月4週で64時間となります。そして設定するにあたり、一時預かり事業など、他の事
業との整合性をとることを求められております。それらを踏まえて64時間以上の基準を定
めさせていただこうと思っております。こちらは現状と変更ございません。2つ目の出産に
ついては、国が定めた基準どおりとなっております。今まで八幡市では、出産予定日を基準
としまして産前3か月、その基準月を含めて産後3か月ということで、合計5か月間の保育
期間と定めておりましたが、新制度になり、妊娠した時点、母子手帳を申請した段階で保育
の事由とすることができるとありますので、「産前」の部分が「妊娠した段階」と見直され
ます。産後につきましては、出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末までとな
りまして、こちらは国で定められているため、議論の必要はないかと思えます。そして、3
号「疾病」、4号「介護」、5号「災害」につきましては、内閣府令どおりとさせていただきます。
6号の求職活動の期間中ですが、「90日を限度として市町村が定める期間」となっ
ておまして、その期間の求職活動（起業の準備を含む）とございますが、こちらも新たな事
由として入れてまいりたいと思えます。こちらについては、国の方で定められたかたちとな
っております。求職活動につきましては、一時預かり事業がありましたので、その中で求職
活動をしていただくことで整合性を図っておりましたが、有効期間は最長3か月というかた
ちで原案を考えております。7号の「就学」、8号「虐待」、9号「育休」につきましては、
国が事由として認めるものという通知文が来ておりましたので、これまでどおり規定に従い
実施してまいります。10号については、市町村が1号から9号までに類するものと認める事
由に核当する場合、その都度、対応させていただきたいと思えます。以上です。

会長： ありがとうございます。ご質問ございますでしょうか。

委員： 真ん中の「有効期限に関する内閣府令」についてですが、「満3歳に達する日の前日、小
学校就学に達するまでの期間」というのはどういうことですか。

事務局： この制度に関しましては、保育園、幼稚園、認定こども園等を総体的に扱うことから、保
育の必要性の認定で1号から3号という認定をさせていただいております。たとえば、3号
認定の0歳から2歳までのお子さんが3歳になった時点で、2号認定に変わるという意味合
いで記してあります。3号から2号への切り替えが、ほぼ毎月のように出てくる状況が新制
度において発生します。

委員： 事由に関する、2号「出産」に関しての、産前3か月、産後3か月の合計5か月というの
は理解できないのですが、どのように読み取ったらよろしいのでしょうか。

- 事務局： 出産予定日の月から読ませていただき、例えば、出産予定日が7月であった場合、その月（7月）を含めて7、6、5月となります。そして、7月を含めて7、8、9月としますと、7月が重複します。すると最長で5か月というかたちになっています。以上でございます。
- 会長： ありがとうございます。
- 事務局： こちらについては旧制度となりますので、変更した原案を元に実施していくこととなります。
- 会長： ありがとうございます。他にございますでしょうか。
- 委員： 1号の「労働」についてですが、「居宅外」となっていますが、一人で仕事をしている場合や、一人企業であるなど、自宅で企業をする方、ご自分で仕事をされる方が増えています。そういう方は含まれないのでしょうか。
- 事務局： 従来から内職をされている方は「労働」という扱いになりますので、新制度でも基本的には変わることはございません。
- 委員： これだけでは自宅でお仕事をされている方々などには分かりにくいと思います。より分かりやすくしていただけるとよいかと思います。
- 事務局： 今回のものは基準を記しただけのものなので、一般的なご案内はより分かりやすい表現にしてみたいと思います。
- 委員： お願いします。
- 会長： ありがとうございます。表現についてはより分かりやすく記していただけるとよろしいのではないのでしょうか。
- 事務局： 資料の本市の現状の部分でございます、保育に欠ける部分というのは、「市町村が定めた時間以上労働することを常態としていること」、もしくは、「居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること」ということですので、従来どおりの対応はさせていただくことになります。
- 会長： 少しややこしい表現ですね。従来どおり変わらずということではよろしいのですね。
- 委員： 居宅内外にかかわらずということですね。
- 会長： そうですね。実態としてはそういうことです。その他ございますでしょうか。では、次へ進めます。

3. 「八幡市子育て支援に関するアンケート調査結果報告書（概要版）」について

- 会長： 事務局より説明していただきます。
- 事務局： 昨年11月に実施いたしました、「八幡市子育て支援に関するアンケート調査」に関しまして、これまでも子ども・子育て会議において、その結果を報告してまいりました。今回の調査につきましては、国から求められている教育・保育及び子育て支援事業のニーズ把握と、

八幡市独自の設問であります、子育て肯定感、発達資産、ポジティブな養育力について調査を行いました。今回の調査は、市民の方々に調査結果を分かりやすくお伝えするために、特に国が求める調査の部分と、八幡市独自の調査内容の主要な部分をまとめたものでございます。概要版の資料を順に追ってまいります。

1 ページ目「調査の概要」について、「子ども・子育て関連3法」に基づき、新たな子ども・子育て支援の制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、「幼児教育・保育・地域の子育て支援」の「今後の利用希望」を把握することを調査の目的としております。調査対象は八幡市在住の就学前児童の保護者、市内公立小学校1～3年生の保護者を対象としており、昨年11月15日から11月29日にかけて、園、学校を通じて配布・回収及び一部郵送による配布・回収を行いました。

2 ページ目、「全体のまとめ」につきましては、今回の調査結果を踏まえて、子ども・子育て支援に関わる現状を表しています。今後、教育・保育の充実を計画的に進めることにより、地域や子育て支援団体等と密接に連携、協力して本市の特性に応じた子育て支援施策を進めることが求められます。また、子どもの健全な育ちのためには、家庭や地域・学校及び行政が共通の認識を持って取り組むことが重要であり、そのためには、子どもの発達段階に応じて獲得することが望ましい事柄である「発達資産（外的資産、内的資産）」の積み上げが重要であることをまとめています。

3 ページからは、調査項目のまとめとして、調査結果の概要をまとめております。1 点目の子どもの育ちを取り巻く環境については、就学前児童の主な子育ての担い手は、母親が約5割、小学生では、「主に母親」と「父母ともに」が同程度となっております。その中で、就学前児童の保護者の7割が「子育てが楽しい」と感じていますが、「子どものしつけ」や「子どもの教育や将来の教育費」、「食事や栄養」などに悩みや不安も抱えている状況です。2 点目の教育・保育のニーズについて、現在、八幡市においては保育園及び幼稚園の待機児童は発生していない状況でございます。アンケート調査結果をみると、今後の保育園の利用希望が46.0パーセント、幼稚園（預かり保育の利用なし）が26.5パーセント、幼稚園（預かり保育を定期的に利用）が28.1パーセントとなっております。そのような中で、フルタイムで働いている母親は就学前と小学生ともに約2割、パート・アルバイトで働いている母親は小学生で約4割と就学前児童に比べ1割程度多くなっています。就学前児童と小学生のパート・アルバイトで働いている母親のフルタイムへの転換希望のある人は約26パーセント。その中で実現できる見込みのある人は6パーセント程度となっており、今後の保育園等を利用することになる潜在的なニーズがあることがわかります。3 点目、地域における子育て支援については、地域子育て支援拠点事業として、現在市内には、2か所の子育て支援センターがあり、就学前児童において、子育て支援センター等を利用している人は14.2パー

セントとなっております。また、今後の利用意向のある人は約2割、すでに利用している人で利用日数を増やしたい人は約1割となっており、潜在的なニーズの高さがうかがえます。

病気の際の対応については、子どもが病気やケガで幼稚園、保育園、学校などを休んだことのある割合は、就学前児童で86.2パーセント、小学生で65.0パーセントとなっており、その対処方法として、就学前児童では、父親が休んだ割合が1割以上、母親が休んだ割合が約6割となっており、保護者自身で対応している状況となっています。市内では、平成25年度は、病後児保育事業を1か所で実施しており、保護者からは、病児・病後児保育施設等の利用希望も多く、支援していくべきニーズが浮き彫りになっています。

日中の一時預かりや宿泊を伴う一時預かり等の利用状況について、現在市内では、一時預かり事業を公立幼稚園で6か所、民間保育園で3か所実施しています。今後、一時預かり等の事業を利用したい人は約5割で、また、この1年間に、保護者の用事で、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことがあった人が、就学前児童、小学生ともに2割程度ですが、その場合の対処方法としては、親族・知人にみてもらった人が約8割となっており、公的な制度に依存せず親族や知人に預けて対応している状況がうかがえます。

4点目、小学校就学後の放課後の過ごし方については、現在、小学校1年生から小学校4年生までの児童を対象に、放課後児童クラブを市内8か所で実施しています。子育て支援に関するアンケート調査結果をみますと、小学4年生以降の放課後児童クラブの利用意向は約1割となっており、そのうち約8割が小学6年生まで希望しています。保護者の就労希望が高まる中で、小学校6年生までの放課後の居場所づくりに対して、放課後子供教室との関係も含めて検討が必要です。

また、仕事と子育ての両立について大変なこととして、「子どもが急病時の対応」、「子どもと接する時間が少ない」、「急な残業が入ってしまう」などの意見が多く、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境づくりが必要であると考えております。

6点目、子育て肯定感、発達資産、ポジティブな養育力につきましては、これまで、子ども・子育て会議で説明してきておりますので割愛させていただきます。

6ページからにつきましては、各調査項目結果の詳細をグラフ等に記してあります。以上で説明を終わります。

会長： はい、ありがとうございます。ご意見ございましたらお話しください。

委員： 病気の際の対応についてのところについてですが、病後児の保育事業を1か所で実施しているというのはどのくらいの利用があるのかということ、それから、日中の一時預かりや宿泊を伴う一時預かり等の利用状況についてですが、周知していて利用がないのか、知らないということを利用してないのか、また、厳しいことを申し上げますが、利用するほどでもないという判断をされているのか、何が原因でこのデータが出ているのか疑問に思いました。

会長： はい、ありがとうございます。

事務局： 病後児保育事業におきましても、よりよい対応ができるよう検討してまいりたいと思います。

委員： 一時預かり事業の中に公立幼稚園、民間保育園が実施されているということですが、私立幼稚園は実施されていないのでしょうか。

委員： 一時預かり事業を実施している場所として、公立幼稚園と民間保育園の記載がありますが、私立幼稚園も行っております。以前の預かり保育の実施状況の中でも、わたくしの幼稚園も実施しておりますが、以前も載っておらず、そのことをお伝えさせていただきましたが、今回のアンケート結果にも私立幼稚園が含まれておりませんが、預かり保育の利用者数には反映されていないのでしょうか。

事務局： 民間の幼稚園ですが、府の所管になっておりまして、本市において、預かり保育をされているかどうかを把握した経緯がないということでございます。新制度に移行される場合は当然、市が把握しなければならないことであると思っております。今回のアンケート調査の結果では民間の保育園にもご協力をいただきました。制度を従来どおりにするかどうかという希望調査をしていただきましたが、府と市が実態を把握し、計画していかなければならないと思っております。この計画につきましては、再度すべての保育園、幼稚園へ中身について、案というかたちで、パブリックコメントが取れた段階でヒアリング調査をさせていただき、ご意見をお伺いさせていただきたいと思っております。基本的に、今までのルールからいきますと、現行についてはどうしても把握しきれない部分がございます。その部分と新制度にすべての保育園、幼稚園が移行することを想定としたニーズ調査ですので、そのあたりが数値としてギャップが出てきている状況です。あくまでもまだ計画の段階なので、この会議でも議論をしていただければと思います。それから、先ほどの病後児保育に関しましては現在2か所、データがまだ不十分ということでございますが、新制度に向けて増やしていこうということです。一時預かりについては、くすのき保育園を増やし3か所というかたちになっています。現在できることについては、保育の場合には先取りをして、一時預かり保育を実施していくという考えでございます。我々も現行で把握しきれないところがございましたので、これを機に連携をとってまいりたいと思います。

会長： 先ほどの両委員のご質問、ご意見を踏まえまして、記述自体も曖昧ですね。たとえば、病後児保育が2か所なのに1か所となっていたり、一時預かりについても私立幼稚園も実施されているのに記述されていないということになってしまっています。そうすると、調査にも反映されていないのではないかというご質問でしたが、数には入っているという回答でした。

委員： 調査に答えられた保護者の中に、わたくしの幼稚園にお子さんが入ってましたかとお聞きしました。

事務局： 入っていました。

委員： そこに通われていて、一時預かりを利用されている方も含まれていると思いますので、先ほど、市としてはされていない、というお答えでしたが、現実データの中にわたくしの幼稚園が一時預かり保育に含まれていると考えますと反映されてもいいのかなと思いましたが、市内に設置してある園について、公立私立問わず新制度に向けてと調査をいただきましたが、現実行っておりますので、調査につきましては、いつでも回答できますし現状把握もしている状態でございます。

会長： 記述については付け足しが必要かと思えます。先ほどの委員のご質問にもございましたが、病後児保育の実態についてもよく分かりませんでした。そして、一時預かり保育が少ない原因についても分かりにくいと思いました。いずれにしましても、後ほど明確にさせていただかないといけないので、そのあたりも重要になりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

委員： 実態が分からない、データを把握していない、手元にないなどおっしゃいましたが、現状を答えていただきたいです。前向きに対処しますなどの答えをいただきたいのではないので、現状の内容を分かりやすく説明していただけたら、わたくしたちも前向きに協力させていただけるのではないかと思います。

会長： ありがとうございます。

委員： 病児・病後児保育事業についての利用状況の平成 21 年度から今年度までの年間利用人数が資料に載っています。

会長： ありがとうございます。では次へ進みます。

4. 「八幡市子ども・子育て支援事業計画（案）」について

事務局： お手元の資料について説明させていただきます。今回の事業計画案の構成について示しております。まず、第 1 章につきましては、計画の概要ということで、今回の計画にあたっての趣旨、考え方、位置づけ、期間、策定体制と経過等まとめております。第 2 章につきましては、本市の人口動態、子どもの数を含めた全体的な人口動態や世帯の動向等をまとめております。そして、今回の施策に関わる教育・保育施設や、子ども・子育て支援事業に関わる現状をまとめております。もう 1 点ですが、概要版にもございましたが、アンケート調査結果から見た現状をまとめておまして、総括して子ども・子育てを取り巻く現状課題にてまとめております。第 3 章で、計画の基本的な考え方、ここでは、今回の計画の基本理念、基本的視点、基本目標、施策の体系ということで、これにつきましては、前回の時に基本理念、体系等につきまして、ご意見いただきましてその点につきまして、今回説明をさせていただきます。第 4 章は施策の展開、第 3 章にあります施策背景の基本目標を掲げてありますので、

その取り組み等をまとめてあります。第5章について、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策ということで、今回行いましたアンケート調査のニーズ結果等を踏まえまして、教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の内容をまとめております。最後の第6章で計画の進行管理ということで、今回の計画の実施にあたっての評価ならびに進行管理等を含めて、どのように行っていくかということをもとめております。前回に基本理念や体系などについて様々なご意見をいただいております。そのことについて、第3章で計画の考え方をまとめておりますので、まず、そちらを説明させていただきます。

まず基本理念です。前回、皆様から様々なご意見をいただきました。前回の基本理念が、「ともに育み、育ち、支え合う 子ども・子育てにやさしいまち」でしたが、その中で、「ともに」についての主語が明確ではないというご意見をいただいております。また「やさしい」についても曖昧ではないかということや、キーワードとして「安心で育てやすいみなで育む子どもの笑顔」などもどうでしょうというご意見もいただいております。今回、基本理念につきましてご提示させていただいたのが、「みんなで育み、育ち、支え合う 子どもの笑顔がつながまち」と載せさせていただいております。こちらにつきましては、下の方に書いてございますが、「子どもの笑顔は明日への希望です。子どもの利益が最大限尊重され、子どもが健やかに育まれるとともに、子ども自身が未来に向かって育ち、親も子どもの可能性を信じ、子育てに希望を持って親としてともに育ち、子育てを社会全体で支え合い、子どもの笑顔が人と人をつなぎ、すべての人が安心してゆとりを持って子どもを産み育てることができるまちをめざします。」ということを含みながら今回の基本理念の案としてご提示させていただきました。

続きまして、「基本的な視点」です。3つの視点で「子どもにとって良質な環境づくり」、「子育てをする親にとって良質な環境づくり」、「次世代を育成する社会にとって良質な環境づくり」と、3つの基本的な視点に基づいて、施策を展開していく体制を考えております。そして、基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を掲げております。その前に、前回、基本方針ということで掲げさせていただきましたが、こちらにつきましては、「重点的な施策ではないか」、「表現が大きすぎるのでは」などのご意見をいただきました。こちらにつきましては、基本施策の体系の方で整理させていただきたいと思っております。基本目標につきましては、基本目標2が、「子ども・子育て支援の推進」と、基本目標3は「子育て家庭を社会全体で育む意識と環境づくり」ということで提示させていただいております。「子ども・子育て支援の推進」のところ、今回の事業計画で言いますと、地域での子育て支援事業をメインにやっていくということです。基本目標3については、子育て家庭を支えていくという意味の視点で、特に配慮が必要であったり、支援が必要であったり、子育てに対する意識

づくり、地域社会全体で子育てをしていく意識づくりというところに焦点をあてて考えております。施策の体系について、基本理念、基本的な視点に基づいた基本目標が3つございます。各基本目標に対して各々3つずつの施策の方向を掲げております。この中で、前回議論いただいた、認定こども園を、基本目標1「子どもの健やかな成長を支える良質な養育・保育・教育の提供」の部分の施策の一つに入れさせていただいております。それと、放課後子ども総合プランの推進ということも基本方針として挙げておりましたが、それは基本目標2の「子ども・子育て支援の推進」の施策の方向2-2「放課後における子どもの健全育成の推進」という部分で取り込んでいきたいと思っています。また、子どもの貧困対策というような言葉もありましたが、支援が必要な取り組みについては、施策の方向3-2「配慮と支援が必要な子どもへの取り組み」という部分で具体的に組み込んでいくというようなかたちで考えております。次に、施策の方向2-3「安心して子育てできる支援の充実」ですが、ここでは安心して出産し育てていけるような環境づくりをしていくということで、こちらも妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業を具体的な事業として展開していこうと考えております。また基本目標3の「子育て家庭を社会全体で育む意識と環境づくり」ということで、施策の方向3-1「子育て家庭への支援の推進」では、特に子育て家庭を対象にした教育、相談、支援についての充実について載せています。施策の方向3-2では、「配慮と支援が必要な子どもへの取り組み」ということで、ひとり親家庭であるなど、特別なニーズのある子ども、虐待等を含めた子どもに対する支援、それと、貧困家庭への子育て支援というような部分に取り組んでいきたいと思っています。最後になりますが、施策の方向3-3「子育て家庭を支援する社会づくり」ということで、社会全体で子育て家庭への支援をしていくというところでの意識啓発など、地域で支える支援というものを考えております。以上が第4章の部分となっております。

第5章の部分ですが、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」となっております。こちらについてはすでに、前々回の会議で、子ども・子育て支援事業の量の見込み等挙げさせていただいております。また、実際に今回の事業計画の量の見込みにあたっての基本的な考え方ということで載せていただいております。具体的な量の見込みとしまして、教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期ということでまとめてあります。具体的には1、2、3号認定の見込み及び確保方策ということになっております。前回、見込み量を出させていただいておりますが、その数字を期間内で人口推計等も新たな数値も出てきておまして、それに合わせて若干子どもの数字の見込みが影響しておりますので、数字等が変更されております。現在、待機児童は発生していないという状況でありまして、子どもの数全体としては減少傾向にある中で、3号については、現状どおりで確保できるということもありますし、0、1、2歳というところも実際ニーズと

しては今後上がってくる傾向にあります。今後は、弾力的な運用よっての確保ということなど、ある程度定員枠を確保しながら受け入れ態勢をつくっていくというように考えております。

続きまして、地域子ども・子育て支援事業の具体的な事業ということで、法定 13 事業につきまして、実際の見込み量及び確保方策を載せています。こちらに関しましても、前回の数字から変更になっている部分がございます。前回の数字をお出ししていない部分がありまして、「一時預かり事業」ですが、この事業の見込みにつきましては、国の方で新たにワークシートが出てきておりまして、それに基づいて見込みを算出しております。全国的な問題ではありますが、国の指針どおりに出した数字が他の自治体においても課題が出てきて、それが実態と合っているかということがございまして、国もそれに対して現実に合った水準の考え方を示してきておりました。そういう意味で、一時預かり事業等につきましては、実際、園を使っている人のニーズも上がってきているという現状から、実際に園を使っている人が、一時預かりを使うかという点とまれば、そういったことと国の指針に基づき補正したかたちで数字も修正しました。そのような意味で課題に出ていた部分も補正をかけた現実に近い数字となっております。地域子育て支援拠点事業の数字につきましても、アンケート調査の結果からいうと課題に出てしまった部分がありました。これにつきましても、国から実際の利用実態に応じた数字ということで、利用実績に応じて加味しながら行いなさいと聞いておりましたので、そのようなことも加味して行っております。アンケート調査結果につきましては、概要版をご説明申しあげましたが、まだ不十分な部分もありますので、統一したかたちにしてまいりたいと思っております。以上でございます。

会長： ありがとうございます。ご意見をいただくのは第 3 章以降になるかと思いますが、前回議論になりました基本理念についても新たに作っていただいております。今日すべてについて細かく見ていくのは難しいと思いますが、ご意見等ございますでしょうか。

委員： このような資料を作っていただいておりますが、この計画を実際に日常的に使う主体はどのようなかと思いましたがいかがですか。

事務局： 前回は、次世代育成の計画に関しては項目が多く、130 項目ほどございまして、今回の計画では基本方針、法定 13 事業はきっちりおさえます。その他は会議の中で議論していただき、事業計画の中に載せていただくということになります。会議そのものが、本当にこの計画に沿った方法で市町村において実施できるかということをチェックしていただくことが 1 つの役割となっております。さらに、このような計画は全国的なものなので、府と連携をとりながら取り組ませていただきます。たとえば、市長から要望が出た場合、会議に取り入れて議論をしていくというようなかたちをベースに、行政がきちんと計画、実行、改定するサイクルを回していくことが大切だと思います。また、市民、保護者、事業所の方などにこ

の計画をお伝えしていくかということということです。ただ、なかなか市民のもとへは届かないというのが現状でございまして、広報などに分かりやすく載せていくという努力はしておりますし、そうすることを市は求められております。また、市民からのご意見も賜り、対応してまいりたいと思っております。

会長： わたくしも、うかがっていて、最終的に、市民がこれ自体をどう受け取り、動いていくかということが重要ではないかと思いました。そのためにどのように分かりやすく知らせていくかということが重要だと思いました。方法としてはパンフレットを作るなどと思えます。他にございますでしょうか。

委員： ただ今、他の委員が話された内容の延長になるかと思いますが、せっかくこの時間を使ってやっているということは、実際に前に向いていくためになるのかということをお聞きしたいのですが、ニーズはあるけれども利用されていないのというようなお話がございましたが、ニーズ、利用したいという希望があっても、けれども利用されていない、もしくは利用できないということを曖昧ではなく、なぜ利用していないのかということ具体的に動かすようなものがあるといいと思えます。誰がどこでどうするのかという具体的なものを作ることが、セミナーを開くことよりも、冊子を作ることも、ホームページへ掲載することよりも、特徴的なものや興味のあるものを出すことによって結果として表われるのではないのでしょうか。市において、1つでも実行していくことで「利用したい」という声を少しでも多くいただけるようになり、全国的にも平均値が高く、ニーズがかなえられますよ、ということになれば、みんなで作り上げる価値があると思えます。たとえば、子どもさんが急に熱を出したが、残業があつてすぐに帰れない、職場は理解がないのでどうしたらいいか、というような場合に、すぐに対応できることができるような計画にすることによって市内で働く人が増える、需要が増えるなど、環境を整えることによって八幡市が子育てに向いているということになります。ですから、具体的に希望をかなえて差し上げられる市にしなければいけないのではないかと思います。

事務局： 「主要事業」の中に、「利用者支援事業」というものがあります。これは、法定13事業になりまして、新しい項目として起こされております。実際にいろいろな制度があつたとしても、利用者が利用しやすいような状況というのは、今までなかったのではないかと思います。そのようなことから、利用者支援そのものを事業として起こし、利用しやすい環境を整えていくべきだというのが今回の大きなポイントになっています。場所はまだ確定しておりませんが、いずれにせよ、支援センター、または身近なところで支援ができるような環境を作ることが今回のポイントでございます。もう1点が、たとえば、病後児保育、一時預かり保育がそうですが、府と連携して、他市よりもできることは新制度よりも前に市として実施していこうということで、通常ですと、このようなニーズがあるのに、市はどうするつも

りかという議論をしていただくのですが、早い段階で府へお願いをしまして、状況整理ができる部分については負担のないような条件でできましたので、病後児保育を1か所から2か所で出来るようになりました。また、一時預かり保育についても保育園のほうで増やしていただきたいと思います。成功を目指して体制を整えていきたいと思っております。

会長： ひとつひとつ具体的に実行していくことが重要であるということですが、とくにこの点を進めていきますという、重点施策という言葉が当てはまると思いますが、どれが一番大切で、どこにポイントを置くかということも重要ではないでしょうか。その他ございませんでしょうか。

委員： 延長保育事業についてですが、実施箇所数が9か所とありますが、公立保育園2か所、民間保育園7か所だと思いますが、わたくしは子どもを私立幼稚園に通わせておまして、週1、2回延長保育を利用しておりますが、以前、アンケートでも私立幼稚園に通わせて一時預かりなども利用しています、と答えましたが、その数字はどこにあるのかと思いました。

事務局： 「一時預かり保育」の扱いになっております。ご質問の延長保育事業につきましては、ぜひ議論をしていただきたいと思います。なぜかといいますと、先日、ワークショップがございまして、時間について、民間保育園と公立保育園の9か所の延長保育は午後7時までです。他の公立の保育園は午後6時までということです。それについて、もっと延ばせないのかというご意見もいただいております。それから、時間的な部分でいきますと、放課後児童クラブが、現在は午後6時30分までになっています。延長保育事業を受けられていて、小学校へ入学したら30分時間が少ないということについてはどうなのですか、というご意見がございます。ただ、ニーズ調査の結果ではそれほど多くはありませんが、連続性、継続性という観点からみますと、整備するのであれば、この時期にご検討いただけるとよいのではないかと思います。

会長： ありがとうございます。その他ございますでしょうか。基本理念についてこのようなかたちにおまとめいただきましたが、これについてはこのようなかたちで進めていくということによろしいでしょうか。

委員： 前回とあまり変わらないかなと思いました。もっと具体的に何をしてくれるのか、単刀直入に分かりやすくした方がよいのではないかと思います。もっと八幡市に住みたくなるようなことをしていただきたいと思います。わたくしは専業主婦ですが、子どもは3人おりますが、働きたくても思うように働けないのが現状です。面接に行っても、「お子さんが病気の時はどうされますか」と聞かれると、「大人がいないので休みます」と言わなければならないし、わたしの友人も同じ思いをしています。八幡市と企業が連携して、たとえば、子どもが病気になってもこの企業はすぐに休ませてくれます、といったところがあるともっと働きやすくなるのではないかと思います。

会長 : ありがとうございます。具体的な例を出していただきました。

委員 : 成熟された企業であれば、可能なことかと思えます。企業をどう成熟させていくかは、社会が育てて行かなければならないことだと思います。このような事実があるということは予想もしていませんでした。

委員 : わたくしも、そのようなお話は企業側から出てくるお話で、しょっちゅうお聞きします。やはり、企業側としましては、休んでほしくないし、早退もしてほしくないし、急に休んでほしくない、でしたら、ずっと働いてくれる、休まない人が欲しいというのが本音ではあります。ただ、今は人がいないということが現実ですが、市が行ってくれるといいと思うことは、企業のニーズと働き手のニーズが、このような技術を身につけると働きやすいですよといったアドバイスをしていただけるといいと思います。たとえば、子どもが病気になったらすぐに預けられる施設がありますや、パソコン技術があればここがよいです、などのくくり分けができたならもっと現実的になるのではないのでしょうか。全体的な仕組みが分かるともう少し働きやすくなるのではないかと思います。市が、そのようなアドバイスのようなことができる人を育てていけるとよいかと思えますがいかがでしょうか。

事務局 : もう 1 つ本市が力を入れているものがございまして、「少子化対策」についてです。府知事が本腰を入れて取り組んでいこうということで、労働組合関係の方など様々なエリアの方で会議を進めております。小さな範囲での運営ではなく、もっとエリアを広げた運営でやっっていこうということでございます。先ほどのお話もそのとおりでと思います。女性の活躍も大切なことです。そこをどのようなかたちにしていくのかということで、ようやく京都府で動き出しました。そこに連動するようなかたちで考えております。みなさんのご意見は大変貴重なものですので、市の方の会議においても紹介させていただきたいと思っております。

会長 : ありがとうございます。今のテーマというのは、八幡市の新しさをアピールするような施策の一つになりうるような気がしますので、特徴のある計画づくりというものを考える必要があると思えますし、他にもよい案があるかと思えますので、またこれからも深めていけたらと思えます。

事務局 : 計画の方向性を確認していただけたらよいかと思えます。

会長 : 確認する部分はどの部分でしょうか。

事務局 : 基本目標や法定事業の関係についてです。これについての取り組みについて考えていただけるとよいかと思えます。

会長 : ありがとうございます。特色のある事業を打ち出していくということ、八幡市らしさをもう少し考えるべく、議論を続けていただけるとよいかと思えます。

委員 : 基本理念ということも含めてもう一度ですね。

会長 : そうですね。基本理念も含めてすべてについて方向性を確認させていただくということで

よろしいでしょうか。今日は貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

5. 閉会

会長 : それでは、第3回八幡市子ども・子育て会議を終わります。